

# 多摩美術大学学則

## 第 1章 総 則

### (目的)

第 1条 本学は、広く造形芸術全般について高度な学理技能を教授研究し、あわせて国際社会に対応する幅広い教養を身につけた人格の形成を図り、現代社会に貢献する優れた芸術家、デザイナー並びに教育者研究者等を養成することを目的とする。

### (自己点検・評価)

第 1条の 2 本学は、その教育・創作・研究水準の向上を図り、本学の目的及び文化的・社会的使命を達成するため、教育・創作・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて改善・充実を図るものとする。

2 前項の自己点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

### (教育組織)

第 2条 本学に、美術学部及び大学院を置く。

2 大学院については、別に定める規則のほか本学則によるものとする。

第 3条 美術学部に次の10学科を置く。

絵画学科

彫刻学科

グラフィックデザイン学科

情報デザイン学科

建築・環境デザイン学科

生産デザイン学科

工芸学科

芸術学科

統合デザイン学科

演劇舞踊デザイン学科

2 美術学部に教養教育を教授研究するために、リベラルアーツセンターを置く。

3 リベラルアーツセンターについては、別に定める規則のほか本学則によるものとする。

### (学部及び学科等の目的)

第 3条の 2 美術学部は、芸術の持つ専門性と総合性を理解して、多様化し複雑化する現代社会のなかで、芸術に立脚し、能動的に未来を切り拓くことのできる人材を養成することを目的とする。

第 3条の 3 各学科の目的は、次のとおりとする。

一 絵画学科は、絵画表現の歴史に学びながらも批判的に表現に向き合うことで、新しい価値を創出し独自の世界を切り拓くことのできる人材を養成すること

を目的とする。

- 二 彫刻学科は、主体的で能動的な彫刻表現の自立性と可能性、時代に翻弄されない立体表現を模索することで、歴史に学びかつ同時代的な表現を可能とする人材を養成することを目的とする。
- 三 グラフィックデザイン学科は、ビジュアルコミュニケーションを行う基本的な能力、時代の変化に柔軟に対応できる能力を身につけ、デザインを通して、さまざまな課題への提案を行うことのできる人材を養成することを目的とする。
- 四 情報デザイン学科は、アート・デザインとテクノロジーを学び、情報・メディアの分野において、未知の表現領域を先導し、新しい価値と文化を生み出すことのできるクリエイターを養成することを目的とする。
- 五 建築・環境デザイン学科は、インテリアデザイン・建築デザイン・ランドスケープデザインそれぞれの領域の専門性、関連性と役割を理解し、各領域の関係性、関連性を活かせるよう広い視野に立ってデザインができるデザイナーや建築家を養成することを目的とする。
- 六 生産デザイン学科は、新しいものづくりの環境に適応した専門知識と横断的な思考力を身につけ、独創的なアイデアを実行できる世界に通用するプロダクトデザイナー・テキスタイルデザイナーやアーティストを養成することを目的とする。
- 七 工芸学科は、陶・ガラス・金属の素材への理解と作る力を身につけ、技術と理論の双方から工芸を探求し、能動的・継続的に自らの成果を世界に向けて問いかけられる人材を養成することを目的とする。
- 八 芸術学科は、自らの手と頭を用いて「つくる」「考える」「伝える」力を身につけ、アートを世界に発信することのできる人材を養成することを目的とする。
- 九 統合デザイン学科は、従来の領域ごとに区分されているデザイン全体を横断的に学ぶことで、美学をベースとし、調和のとれた社会を築くことのできる人材を養成することを目的とする。
- 十 演劇舞踊デザイン学科は、総合芸術である舞台芸術を構築する力を身につけ、舞台芸術の未来を支える独創性あふれる身体表現者、演出家、劇作家、振付家、並びに創意豊かな演出空間を創造及び具体化する、デザイナーや製作者、技術者を養成することを目的とする。

第3条の4 リベラルアーツセンターは、専門学科との連携を図り、専門技能・知識を世界につなげることのできる教養を身に付け、総合性を備えた人材を養成することを目的とする。

(学生定員)

第 4条 学生定員は、次のとおりとする

	入学定員	収容定員
美術学部		
絵画学科	195名	780名
彫刻学科	30名	120名
グラフィックデザイン学科	184名	736名
情報デザイン学科	122名	488名
建築・環境デザイン学科	80名	320名
生産デザイン学科	104名	416名
工芸学科	60名	240名
芸術学科	40名	160名
統合デザイン学科	120名	480名
演劇舞踊デザイン学科	80名	320名
計	1,015名	4,060名

## 第 2章 教育課程、履修方法及び課程修了認定

(授業科目及び単位)

第 5条 本学に、次の授業科目を置く。

- 基礎教育科目
- 専門教育科目
- 教職に関する専門科目
- 博物館に関する専門科目

- 2 授業科目に必修科目、選択科目の別をもうける。
- 3 前項の各科目は、学科、専攻ごとに定める。
- 4 教育課程は、別表Iによる。

第 5条の2 教育上、有益と認められるときは、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で授業科目を行うことができる。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、教授会の審議を経て学長が定め、あらかじめ学生に通知するものとする。
- 3 本条で定める授業科目については、第17条で定める卒業要件単位に60単位を超えない範囲で参入することができる。

第 6条 学生は、毎学年度又は毎学期始めにおいて所属学科の課程に基づき履修しようとする授業科目を申請して許可を受けなければならない。

- 2 学生が所属学科以外の授業科目を履修しようとするときは、毎学年度又は毎学期始めに履修しようとする授業科目を申請して許可を受けなければならない。
- 3 授業科目に係る試験その他の大学が定める適切な方法による学修成果の評価(以下

「試験等」という。)は、本条第1項及び第2項の規定により申請し許可された授業科目について行う。

- 4 授業科目の成績は評価によりS・A・B・C・Dの5種とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。
  - 5 試験等に合格したものには、その授業科目所定の単位を与える。
- 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算する。
- 一 講義を中心とする授業については、15時間に相当する授業時間をもって1単位とする。
  - 二 演習を中心とする授業については、30時間に相当する授業時間をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間に相当する授業時間をもって1単位とする。
  - 三 実験、実習及び実技を中心とする授業については、30時間に相当する授業時間をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、45時間に相当する授業時間をもって1単位とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
  - 7 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
  - 8 学生は、試験等の成績に関し単位履修表に合格の証明を受けなければならない。
  - 9 合格した授業科目については、願いにより証明書を交付する。

#### (他大学等の単位認定等)

第 6条の 2 本学入学前に大学、専門職大学、短期大学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修について、教授会の審議を経て本学において修得した単位として認定することができる。

- 2 学生が本学在籍中に本学の定めるところにより、国内外の他大学、専門職大学、短期大学において修得した単位又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修について、教授会の審議を経て本学において修得した単位として認定することができる。
- 3 本条第1項及び第2項により、認定又は修得する単位数は、合わせて60単位を超えない範囲とする。

#### 第 6条の 3 (削除)

### 第 3章 入学、卒業

#### (入学資格及び許可)

第 7条 本学の入学時期は、毎年4月とする。

第 8条 本学に入学を許可する者は、次の各号の一に該当しあつ本学所定の入学試験に合格した者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 四 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 七 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 八 その他本学において、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 入学試験については、別に定める。

第 9条 次の各号の一に該当する者は、欠員のある場合に限り選考の上、相当学年に入を許可することがある。

- 一 大学を卒業した者又は退学した者
- 二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所、又は国立養護教員養成所を卒業した者
- 三 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校、又は教員養成諸学校の課程を修了し、又は卒業した者
- 四 本学を退学した者で、本学の同一学科に入学を志願する者

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の審議を経て学長が定める。

第 9条の 2 (削除)

(入学手続)

第10条 入学志願者は、次の書類に所定の検定料を添えて提出なければならない。

- 一 入学願書
- 二 出身学校長の提出する調査書（卒業又は修了証明書、人物考査及び学業成績表等をもってこれに代えることができる。）
- 三 写真（出願以前3カ月以内のもの）
- 四 その他本学の定める書類

入学志願者で現に教職その他官職に在る者又は服務義務を有する者は、前記書類のほかに所属長官の承認書を添付しなければならない。

ただし本学の学生で他の科に転学科を志望する者は、本条の書類及び検定料を要しない。

第11条 入学試験に合格し入学の意思がある者は、指定の期日までに誓約書・住民票及び所定の書類を提出し入学金を納付しなければならない。

(保証人)

第12条 保証人は、独立の生計を営む3親等内の者を原則とし、学生の身上に係る責任を負うものとする。

第13条 (削除)

第14条 学生及び保証人がその住所身分等に異動のあったときは、直ちにその旨届出なければならない。

第15条 本学学長において保証人を不適当と認めたときは、変更を命ずることがある。

(在学期限)

第16条 学生の在学期限は、8年を超えることができない。進級を伴わずに転学科した者についても、これを適用する。

ただし、第9条の規定により入学した学生は、それぞれ定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(卒業要件及び学位)

第17条 4年以上在学し、所定の基礎教育科目、専門教育科目から各学科・専攻の定める必修科目、選択科目の単位に加え、卒業制作又は卒業論文・卒業研究に合格し合計124単位以上修得した者には学位記を授与する。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目の単位を修得しなければならない。

教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学 科 名	免許状の種類	免許教科
絵画学科	中学校教諭	
彫刻学科	一種免許状	
グラフィックデザイン学科		
建築・環境デザイン学科		美術
生産デザイン学科	高等学校教諭	
工芸学科	一種免許状	
芸術学科		
情報デザイン学科	中学校教諭 一種免許状	美術
	高等学校教諭 一種免許状	美術 情報

3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法に定める科目の単位を修得し

なければならない。

第18条 本学を卒業した者には、学士（芸術）の学位を授与する。

#### 第 4章 休学、退学、転学

##### (休学及び復学)

第19条 学生は、疾病その他止むを得ない事由によって2カ月以上休学を必要とするときは、医師の診断書その他事由を証する書類を添え保証人連署の上願出て許可を受けなければならない。

第20条 休学は、学期を単位とし、1年以上にわたることはできない。ただし、特別の事由があるときには、学長の許可を得て更に引続いて1年間休学することができる。  
なお、1度の休学は、年度を超えることはできない。  
休学の期間は、通計4年度を超えることはできない。  
休学期間は、在学年限に算入しない。

2 次の各号の一に該当する場合は、原則として休学することができない。

- 一 第6条第10項で定める期間の3分の2が過ぎているとき
- 二 (削除)
- 三 授業料を滞納しているとき

3 兵役義務による休学期間にについては、本条第1項に定める特別の事由があるときの休学延長及び通計年度に算入しない。

第21条 休学の期間においてその事由が止み復学したいときは、その旨願出なければならない。

第22条 特別の必要があると認めたときは、学長が休学を命ずることがある。

##### (退学等)

第23条 学生が疾病その他の事由により退学をしたいときは、その事由を詳記し、疾病によるものは医師の診断書を添え保証人連署の上願出なければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が学籍から除く。

- 一 第16条で定める在学年限を満了した者
- 二 第20条第1項で定める休学期間を経過した者
- 三 休学期間満了月までに復学又は休学延長の願出がない者
- 四 連續して2回進級できない者。ただし、休学により進級できない者及び進級を伴わずに転学科した者は、その限りではない。
- 五 授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- 六 死亡又は行方不明の者

第23条の2 学生が法定若しくは届出を要する感染症にかかったとき、又は学業継続が不適当と認められたときは、学長が出校停止を命ずることがある。

##### (転学)

第24条 次の各号の一に該当する者は、選考の上転学及び転学科を許可することがある。

- 一 本学の学生で他の学科に転学科を志願する者
- 二 本学の学生で他の大学に転学を志願する者

## 第 5章 学年、学期及び休業

(学年及び学期)

第25条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第26条 学年を分けて次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の学期は、必要に応じて多少伸縮することがある。

(休業)

第27条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日 曜 日
- 二 国民の祝日に関する法律に定める日
- 三 本学創立記念日 11月1日
- 四 春 季 休 業 2月1日から3月31日まで
- 五 夏 季 休 業 8月5日から8月31日まで
- 六 冬 季 休 業 12月25日から翌年1月4日まで

- 2 前項の休業日は、必要に応じて多少伸縮する、又は臨時の休業日若しくは授業日を定めることがある。

## 第 6章 科目等履修生、研究生、委託生

(科目等履修生等)

第28条 (削 除)

第29条 (削 除)

第30条 本学において教授する授業科目の履修を願出る者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目については、第6条第8項の規定を準用して所定の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する必要な事項は別に定める。

第30条の 2 本学において教授する特別の専門分野について研究を願出る者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生の在学年限は、原則として1年とする。更に引き続き在学しようとする者は、

願出て許可を受けなければならない。

- 3 研究生に関する必要な事項は別に定める。

第31条 官公庁及び公立団体より1年以上を在学期間として授業科目の一部の学修を願出る者があるときは、委託生として入学を許可することができる。

- 2 委託生は、その学修した授業科目について試験を受けることができる。

本項による試験に合格した者には、願出により証明書を授与する。

- 3 委託生の研修料は、委託者が納付するものとする。

第32条 (削除)

第32条の2 (削除)

## 第7章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第33条 学業を精励し成績優秀品行方正な学生は、適當な方法でこれを表彰する。

第34条 学長は、次の各号の一に該当する学生を懲戒することができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 正当の理由がなくて出席常でない者

三 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし教授会の審議を経て学長が行う。

## 第8章 検定料、入学金、授業料、科目等履修料その他

(授業料等)

第35条 検定料、入学金、授業料、科目等履修料等は別表Ⅱに定めるところによる。4学年に留年し卒業要件を充足するために、少数単位を履修する者の授業料等については別に定める。

第36条 特に多額の共通経費を要する実習にあっては、授業料のほか、実習費を納入しなければならない。

第37条 一旦納付した検定料、入学金、授業料、科目等履修料、実習費等は如何なる事由があってもこれを還付しない。

(授業料等の減免)

第38条 休学が全学期間にわたるときは、当該学期分の学費を授業料の4分の1に減免することができる。

ただし、兵役による休学については、これを免除することができる。

- 2 学期の途中で復学した者の授業料等は、当該学期より納付しなければならない。

第39条 (削除)

第40条 停学又は退学の場合でも本学に学籍を有する間の授業料等は、納付しなければならない。

第41条 (削除)

第9章 職員組織、教授会  
(職員組織及び会議)

第42条 本学に、次の職員を置く。

学長、副学長、学長参与、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他

第43条 本学学部に教授会を置き、教授及び准教授、講師をもって組織する。

学長は、教授会を召集しその議長となる。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業に関する事項
- 二 学位の授与に関する事項
- 三 教育課程の編成に関する事項
- 四 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 五 学則によってその審議を教授会によるべき教育研究に関する重要な事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、次の事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

- 一 学生の休学、退学、転学に関する事項
- 二 学生の試験及びその結果に関する事項
- 三 学科の学生定員に関する事項
- 四 学生の賞罰に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、審議を教授会によるべき教育研究に関する事項

4 その他学長及び理事会の諮問事項

5 学長は、必要があるときは教授及び准教授、講師以外の者を教授会に出席させることができる。

第44条 (削除)

第10章 附属施設  
(附属施設)

第45条 研究所、図書館、美術館、メディアセンター、試験場その他の附属施設についての規程は、別に定める。

第46条 (削除)

第11章 公開講座  
(公開講座)

第47条 公開講座は、隨時必要に応じて行う。

第12章 その他

(式典等)

第48条 必要に応じ式典その他の行事を行う。

- 2 教授及び学生の作品展覧会を隨時行う。

附 則

1 この学則は、昭和28年1月31日制定施行する。

2 この学則の施行に関する細則は、学長が之を定める。

附 則

この学則は、昭和29年6月10日から施行する。

附 則

この学則は、昭和29年7月6日から施行する。

附 則

この学則は、昭和31年8月30日から施行する。

附 則

この学則は、昭和32年2月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和33年5月20日から施行する。

附 則

この学則は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和38年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和40年9月20日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年9月26日から施行する。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和53年10月5日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 昭和58年以降について、第35条に規定される別表Ⅱのうち授業料の額については、前年度の額に人事院による国家公務員の給与に関する勧告（前年度）により示される国家公務員の給与の対前年度アップ率に、同じく定期昇給のアップ率分及び教育研究条件調整アップ率（5%以内）を加えた率を乗じて得られる額を、前年度の額に加算した額とする。

## 附 則

1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 従前の規定における学生の除籍は、退学と読み替える。

## 附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

2 ただし、第4条の規定にかかわらず平成10年度から平成11年度の間の入学定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員
絵画学科	205名
彫刻学科	30名
グラフィックデザイン学科	185名
情報デザイン学科	120名

学 科	入学定員
環境デザイン学科	80名
生産デザイン学科	70名
工芸学科	60名
芸術学科	60名

## 附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

多摩美術大学美術学部建築科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず平成10年3月31日当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

#### 附　　則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 多摩美術大学美術学部二部は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず平成11年3月31日当該学部に在籍する者が当該学部に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 平成11年3月31日美術学部二部に在籍する者については、第35条の検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱの2に定める（イ）学部学生の金額とする。ただし、維持費については従前のとおり40,000円とする。
- 4 平成11年3月31日科目等履修生として在籍する者が、平成11年4月1日以降も引き続き科目等履修生として在籍する場合は、別表Ⅱ及び別表Ⅱの2に定める（ロ）科目等履修生の履修料はそれぞれ従前のとおり1単位8,000円とする。
- 5 科目等履修生として在籍する者が次年度も引き続き科目等履修生として在籍する場合は、別表Ⅱ及び別表Ⅱの2に定める（ロ）科目等履修生の選考料及び登録料は免除する。

#### 附　　則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第4条の規定にかかわらず平成12年度から平成16年度の間の入学定員は次のとおりとする。

学　科	入学定員				
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
絵画学科	198名	191名	184名	177名	171名
彫刻学科	30名	30名	30名	30名	30名
グラフィックデザイン学科	177名	169名	162名	154名	146名
情報デザイン学科	120名	120名	120名	120名	120名
環境デザイン学科	78名	76名	74名	72名	70名
生産デザイン学科	70名	70名	70名	70名	70名
工芸学科	60名	60名	60名	60名	60名
芸術学科	59名	58名	57名	56名	55名

計	792名	774名	757名	739名	722名
---	------	------	------	------	------

#### 附　　則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附　　則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 多摩美術大学造形表現学部は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず平成26年3月31日当該学部に在籍する者が当該学部に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 造形表現学部に係る授業料等、科目等履修料、研修料等は、平成25年4月1日施行学則別表Ⅱの2によるものとする。

#### 附　　則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第10条、第23条第2項及び第24条に定める「転学科」とあるのは、美術学部と造形表現学部間での転学部をした者が在学しなくなるまでの間、「転学部・転学科」と読み替えるものとする。

#### 附　　則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第4条の規定にかかわらず、次に掲げる学科の収容定員は、平成28年度から平成31年度までの間、各年度ごとに以下のとおりとする。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
絵画学科	765名	770名	775名	780名
グラフィックデザイン学科	724名	728名	732名	736名
情報デザイン学科	482名	484名	486名	488名
生産デザイン学科	404名	408名	412名	416名
芸術学科	205名	190名	175名	160名

#### 附　　則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附　　則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(多摩美術大学美術学部環境デザイン学科の存続に関する経過措置)

多摩美術大学美術学部環境デザイン学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず令和6年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

## 附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 I 美術学部授業科目

区 分	授 業 科 目	単位数
基礎教育科目	教養総合講座	2
教養科目	哲学－1	2
	哲学－2	2
	現代哲学－1	2
	現代哲学－2	2
	思想と表現－1	2
	思想と表現－2	2
	哲学ゼミ	4
	倫理学－1	2
	倫理学－2	2
	歴史学－1	2
	歴史学－2	2
	民俗学－1	2
	民俗学－2	2
	文化人類学－1	2
	文化人類学－2	2
	国際社会と宗教－1	2
	国際社会と宗教－2	2
	日本文化史論－1	2
	日本文化史論－2	2
	国際社会と文化－1	2
	国際社会と文化－2	2
	文学－1	2
	文学－2	2
	音楽 I －1	2
	音楽 I －2	2
	音楽 II －1	2
	音楽 II －2	2
	サウンドデザイン論－1	2
	サウンドデザイン論－2	2
	音楽ゼミ	4
	英文学・批評理論ゼミ	4
	言語・コミュニケーション学ゼミ	4
	心理学－1	2

区分	授業科目	単位数
	心理学－2	2
	心理学ゼミ	4
	法 学	2
	憲法－1	2
	憲法－2	2
	知的財産論	2
	社会学－1	2
	社会学－2	2
	メディア論	2
	政治学－1	2
	政治学－2	2
	経済学－1	2
	経済学－2	2
	消費者行動論	2
	マーケティング論	4
	数学－1	2
	数学－2	2
	環境論－1	2
	環境論－2	2
	スポーツ文化論	2
	スポーツ	1
基礎教育科目	日本美術史概論	4
美術理論科目	日本美術史研究 I	4
	日本美術史研究 II	4
	日本美術史研究 III	4
	日本美術史研究 IV	4
	日本美術史ゼミ	4
	アジア美術史概論	4
	アジア美術史研究 I	4
	アジア美術史研究 II	4
	アジア美術史ゼミ	4
	西洋美術史概論	4
	西洋美術史研究 I	4
	西洋美術史研究 II	4
	西洋美術史研究 III	4

区分	授業科目	単位数
	西洋美術史研究IV	4
	西洋美術史ゼミ	4
	アジア彫刻史-1	2
	アジア彫刻史-2	2
	西洋彫刻史-1	2
	西洋彫刻史-2	2
	デザイン史-1	2
	デザイン史-2	2
	近代デザイン史-1	2
	近代デザイン史-2	2
	染織史-1	2
	染織史-2	2
	美学-1	2
	美学-2	2
	芸術心理学-1	2
	芸術心理学-2	2
	現代美術-1	2
	現代美術-2	2
	20世紀美術論-1	2
	20世紀美術論-2	2
	現代美術ゼミ	4
	文化財学-1	2
	文化財学-2	2
	デザイン論-1	2
	デザイン論-2	2
	総合美術ゼミ	4
	文学と美術-1	2
	文学と美術-2	2
	工芸論	2
	工芸史ゼミ	4
	広告コンセプト	4
	広告表現論	4
	広告デザイン研究ゼミ	4
	服飾文化論-1	2
	服飾文化論-2	2

区分	授業科目	単位数
	染織文化研究ゼミ	4
	環境・文化運動論－1	2
	環境・文化運動論－2	2
	映像論	4
	映画論	4
	写真論－1	2
	写真論－2	2
	写真ゼミ	4
	漫画文化論－1	2
	漫画文化論－2	2
	現代空間論－1	2
	現代空間論－2	2
	現代建築家論－1	2
	現代建築家論－2	2
	20世紀建築文化論－1	2
	20世紀建築文化論－2	2
	現代建築論ゼミ	4
	色彩論－1	2
	色彩論－2	2
	人間工学－1	2
	人間工学－2	2
	芸用解剖学－1	2
	芸用解剖学－2	2
	芸術材料学Ⅰ－1	2
	芸術材料学Ⅰ－2	2
	芸術材料学Ⅱ－1	2
	芸術材料学Ⅱ－2	2
	芸術材料学Ⅲ－1	2
	芸術材料学Ⅲ－2	2
	図学－1	2
	図学－2	2
	図法・製図	2
	PBL(Project Based Learning)科目Ⅰ	1
	PBL(Project Based Learning)科目Ⅱ	2
基礎教育科目	英語(ベーシック)	2

区分	授業科目	単位数
言語科目	英語（エレメンタリー）	2
	英語（インターミディエイト）	2
	英語（アドバンス）	2
	英語（半期）I	1
	英語（半期）II	1
	英語（半期）III	1
	英語（半期）IV	1
	仏語（入門）	2
	仏語（初級）	2
	仏語（初中級）	2
	仏語（中級）	2
	独語（入門）	2
	独語（初級）	2
	独語（初中級）	2
	独語（中級）	2
	伊語（入門）	2
	伊語（初級）	2
	伊語（初中級）	2
	伊語（中級）	2
	中国語（入門）	2
	中国語（初級）	2
	中国語（初中級）	2
	中国語（中級）	2
	韓国語（入門）	2
	韓国語（初級）	2
	韓国語（初中級）	2
	韓国語（中級）	2
	日本語（中上級）	2
	日本語（上級）	2
	英語会話初級	2
	英語会話中級	2
	英語会話上級	2
	English in Art&Design I	2
	English in Art&Design II	2
	プレゼンテーション英語	2

区分	授業科目	単位数
	検定英語Ⅰ	2
	検定英語Ⅱ	2
	検定英語Ⅲ	2
	検定英語Ⅳ	2
	ポートフォリオ・ライティング	2
	英語スタディ・スキルズⅠ	1
	英語スタディ・スキルズⅡ	1
	Study Basic EnglishⅠ	2
	Study Basic EnglishⅡ	2
	Study Basic EnglishⅢ	2
	英語原書リーディング	2
	English in Performing ArtsⅠ	2
	English in Performing ArtsⅡ	2
	仏語会話	2
	伊語会話	2
基礎教育科目	情報工学演習	2
リテラシー科目	アカデミックスキルズ	2
	美術と生活	1
基礎教育科目	絵画（教職絵画）	2
その他科目	デザイン（教職デザイン）	4
	美術理論・鑑賞（教職）	4
単位互換科目	単位互換科目Ⅰ	1
	単位互換科目Ⅱ	2
	単位互換科目Ⅲ	3
	単位互換科目Ⅳ	4
国際プログラム	国際協働プログラムⅠ	1
	国際協働プログラムⅡ	2
	国際協働プログラムⅢ	3
	国際協働プログラムⅣ	4
	国際協働プログラムⅤ	5
	国際協働プログラムⅥ	6
ISSUES科目	ISSUESⅠ	1
	ISSUESⅡ	2
	ISSUESⅢ	3
	ISSUESⅣ	4

区分	授業科目	単位数
専門教育科目	課題実技 I	8
絵画学科（日本画・油画・版画）	日本画実技 I	8
	材料基礎学 I	4
	課題実技 II	8
	日本画実技 II	8
	材料基礎学 II	4
	課題実技 III	8
	日本画実技 III	8
	課題実技 IV	6
	日本画実技 IV	4
	特別演習	2
	造形演習（日本画）	2
	工芸制作（日本画）	2
	卒業制作	12
	実技 I	20
	実技 II	20
	実技 III	16
	ゼミ研修	2
	実技 IV	10
	造形演習（油画）	2
	工芸制作（油画）	2
	卒業制作	12
	グラフィックアーツ I	8
	絵画総合 I	12
	グラフィックアーツ II	16
	絵画総合 II	4
	グラフィックアーツ III	14
	版画メディア論	2
	グラフィックアーツ IV	6
	デジタルクリエイティブ基礎演習	2
	デザイン演習 I	2
	デザイン演習 II	2
	デザイン演習 III	2
	造形演習（版画）	2
	工芸制作（版画）	2



区分	授業科目	単位数
	グラフィックデザインA－I	4
	グラフィックデザインB－I	4
	グラフィックデザインC－I	4
	グラフィックデザインD－I	4
	タイポグラフィA－I	4
	アートディレクションA－II	2
	アートディレクションB－II	2
	アートディレクションC－II	2
	アートディレクションD－II	2
	アートディレクションE－II	2
	パッケージ・デザインII	2
	クリエーションII	2
	イラストレーションA－II	2
	イラストレーションB－II	2
	アニメーションA－II	2
	アニメーションB－II	2
	写真II	2
	グラフィックデザインA－II	2
	グラフィックデザインB－II	2
	グラフィックデザインC－II	2
	グラフィックデザインD－II	2
	タイポグラフィA－II	2
	卒業制作	10
	ビジュアルデザイン基礎概論	2
	印刷概論 I	2
	印刷概論 II	2
	グラフィックデザイン原論	2
	イラストレーション原論 I	2
	イラストレーション原論 II	2
	ビジュアルデザイン論	2
	サイン・コミュニケーション論	2
	コミュニケーションデザイン史	2
	広告コピー論	2
	写真概論	2
	色彩計画論	2

区分	授業科目	単位数
	デジタル・クリエイティブ論 I デジタル・クリエイティブ論 II ソーシャル・デザイン論 I ソーシャル・デザイン論 II グラフィックデザイン史 アニメーション原論 English in Graphic Design I English in Graphic Design II 工芸制作 (GD)	2 2 2 2 2 2 2 2 2
専門教育科目 情報デザイン学科	メディア芸術基礎 I メディア芸術基礎 II 映像基礎 インタラクション 映像音響 クラフト メディア芸術演習 I メディア芸術演習 II メディア芸術演習 III メディア芸術演習 IV メディアラボ I メディアラボ II イメージラボ I イメージラボ II フューチャーラボ I フューチャーラボ II メディア芸術総合 I メディア芸術総合 II 情報デザイン基礎 I 情報デザイン基礎 II 造形基礎 I 造形基礎 II 情報言語基礎 I 情報言語基礎 II 情報デザイン演習 I 情報デザイン演習 II	4 4 4 4 4 4 4 4 4 8 8 8 8 8 8 6 6 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4

区分	授業科目	単位数
	情報デザイン演習III	4
	情報デザイン演習IV	4
	経験デザインI	8
	経験デザインII	8
	社会デザインI	8
	社会デザインII	8
	メディアデザインI	8
	メディアデザインII	8
	情報デザイン総合I	6
	情報デザイン総合II	6
	卒業研究制作	8
	未来映像論	2
	メディア写真論	2
	現代色彩論	2
	メディア・アート原論	2
	ポスト・インターネット空間論	2
	DXエンターテインメント論	2
	メディア・イメージ論	2
	社会創造論	2
	パフォーミング・アーツ論	2
	コミュニケーション表現論	2
	サウンド・アート論	2
	ハイブリッド・アート	2
	デザイン思考	2
	情報システム論	2
	認知科学	2
	情報デザイン史	2
	ネットワークメディア論	2
	ヒューマンインターフェース	2
	知覚体験デザイン論	2
	インターラクションデザイン	2
	メディアデザイン論	2
	社会デザイン論	2
	情報と職業	2
	情報視覚表現論	2

区分	授業科目	単位数
	情報と社会	2
	著作権法	2
	造形演習（I D D）	2
	工芸制作（I D D）	2
専門教育科目 建築・環境デザイン学科	デザイン I	6
	設計製図演習 I	4
	構造力学 I	2
	建築・環境デザイン概論	4
	CAD・CG I	2
	色のデザイン論	2
	デザイン II	8
	設計製図演習 II	4
	建築デザイン論 I	2
	建築デザイン論 II	2
	建築史 I（世界）	2
	建築史 II（近代）	2
	構法デザイン	3
	素材演習 I	2
	建築法規	1
	インテリアデザイン論 I	2
	インテリアデザイン論 II	2
	ランドスケープデザイン論	2
	音と光のデザイン論	2
	建築史 III（日本）	2
	環境問題論	2
	デザイン III	10
	環境工学	2
	環境設備	2
	構造力学 II	2
	建築生産	2
	デザイン IV	3
	卒業制作	8
	卒業論文	2
	CAD・CG II	2
	写真演習	1

区分	授業科目	単位数
	エコロジカルプランニング 民俗建築論 都市・景観デザイン論Ⅰ 都市・景観デザイン論Ⅱ 測量実習 環境共生論 造園学概論 環境実習 コミュニケーション環境デザイン 構造力学Ⅲ 素材演習Ⅱ 建築美学 造形演習（ED） 工芸制作（ED）	2 2 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
専門教育科目 生産デザイン学科	ベーシックプロダクトデザインⅠ ドローイングと立体表現 ベーシックプロダクトデザインⅡ プロダクト英語 コンピュータプレゼンテーション プロダクトデザインⅠ ビジュアルシンキングⅠ ビジュアルシンキングⅡ プロダクトデザインⅡ 卒業制作 プロダクトデザイン概論－1 プロダクトデザイン概論－2 デザインナレッジ（プロダクト） デザインプロジェクトマネージメント デザインメソッド デザインリレーション デザインストーリー <sup>1</sup> 造形演習（PD） 工芸制作（PD） ベーシックテキスタイルⅠ ドローイング	18 4 18 2 2 18 2 2 10 8 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 11 3

区分	授業科目	単位数
	カラーコンポジション ベーシックコンピュータTD 纖維材料学 テキスタイル入門 ベーシックテキスタイルⅡ テキスタイルプレゼンテーションⅠ テキスタイルⅠ テキスタイルⅡ テキスタイルプレゼンテーションⅡ 布構造のデザイン テキスタイルマネージメント テキスタイルプロダクト論 テキスタイルⅢ 卒業制作 テキスタイル英語 造形演習（TD）	4 4 2 4 7 2 7 14 2 2 2 2 6 10 2 2
専門教育科目 工芸学科	工芸造形論Ⅰ 工芸制作研究Ⅰ 工芸演習（絵画基礎） 工芸演習（デザイン基礎） 工芸造形論Ⅱ 工芸制作研究Ⅱ 工芸演習（絵画応用） 工芸造形論Ⅲ 工芸制作研究Ⅲ 工芸演習（デザイン応用） 工芸造形論Ⅳ 工芸制作研究Ⅳ 造形演習（工芸） 卒業制作	4 12 2 2 4 14 2 4 14 2 4 6 2 12
専門教育科目 芸術学科	芸術と鑑賞 ファインアート基礎 デザイン基礎 素材論 言語芸術論	2 6 6 2 2

区分	授業科目	単位数
	音楽と美術	2
	キュレイトリアル論	2
	映像理論 I	2
	民俗芸術論	2
	装飾芸術のネットワーク論	2
	近・現代美術史	2
	芸術学英語 1	2
	芸術学英語 2	2
	芸術学英語 3	2
	芸術学英語 4	2
	芸術学英語 5	2
	芸術学英語 6	2
	芸術学英語 7	2
	21世紀文化論 I	4
	21世紀文化論 II	4
	制作と理論 I	4
	制作と理論 II	4
	言語メディア論 I	2
	言語メディア論 II	2
	映像表現	2
	映像メディア表現	2
	写真表現	2
	映像メディア制作	2
	デッサンR	2
	設計 I	4
	設計 II	4
	卒業研究	6
	設計III	4
	設計IV	4
	縄文図像学	2
	デザインジャーナリズム論 I	2
	デザインジャーナリズム論 II	2
	現代美術論 I	2
	都市論	2
	美術普及概論	2

区分	授業科目	単位数
	パフォーミングアーツ史	2
	東西デザイン史	2
	デザイン文明史	2
	日本近代美術史	2
	日本戦後美術史	2
	言語思想史	2
	映像理論Ⅱ	2
	アジア思想史	2
	映像文化史研究	2
	フランス近代美術史	2
	アメリカ現代美術史	2
	文化人類学R	2
	映画の現在	2
	芸術と経済	2
	映像と身体	2
	詩学	2
	美学特論	2
	ユーロ＝アジア美術文明論	2
	現代美術論Ⅱ	2
	自然と言語	2
	デザインと民族	2
	展覧会の構成論	2
	文化財学R	2
	音楽のアーカイヴ	2
	空間構成計画Ⅰ	2
	空間構成計画Ⅱ	2
	身体文化論	2
	現代表現論	2
	現代表現研究	2
	音と映像の人類学	2
	鑑賞論	2
	デザインR	2
	研究と展示	2
	アートプロデュース論	2
	芸術人類学	2

区分	授業科目	単位数
	ヨーロッパ芸術論Ⅰ ヨーロッパ芸術論Ⅱ 美術館概論 生涯学習概論R 美術館経営論 美術館資料論 美術館資料保存論 美術館展示論 美術館教育論 美術館情報・メディア論 博物館実習RⅠ 博物館実習RⅡ 造形演習（芸術） 工芸制作（芸術）	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 2 2
専門教育科目 統合デザイン学科	デザインベーシックⅠ デザインベーシックⅡ プロジェクトⅠ デザイン演習（G1） デザイン演習（G2） デザイン演習（G3） プロジェクトⅡ 卒業制作 統合デザイン論Ⅰ 統合デザイン論Ⅱ 生態心理学概論Ⅰ 生態心理学概論Ⅱ 生態環境論 デザイン・シンキング 情報可視化概論 ソーシャルデザイン論 コミュニティデザイン論 コミュニケーションデザイン論 メディア技術概論 統合デザイン史Ⅰ 統合デザイン史Ⅱ	14 14 12 4 4 4 6 8 4 4 4 4 2 2 2 2 2 2 4 4 2 2 2 2 2

区 分	授 業 科 目	単位数
	言語表現論	2
	生活美基礎研究論	4
	シナジエティクス	2
	教育とデザイン	2
	プロジェクトディベロップメント	4
	デザインリサーチ	4
	選択基礎演習 I	2
	選択基礎演習 II	2
専門教育科目 演劇舞踊デザイン学科	基礎造形 B	4
	身体表現基礎 I	12
	身体表現基礎 II	12
	演劇舞踊演習 I	8
	演劇舞踊演習 II	8
	基礎造形 A	4
	空間デザイン基礎 I	12
	空間デザイン基礎 II	12
	劇場美術演習 I	8
	劇場美術演習 II	8
	上演制作実習	8
	卒業制作	8
	演劇舞踊史 I	4
	演劇舞踊史 II	4
	演劇舞踊史 III	4
	映画映像史 I	4
	映画映像史 II	4
	身体表現論 I	4
	身体表現論 II	4
	身体表現論 III	4
	身体表現論 IV	4
	身体表現論 V	4
	演劇舞踊史研究 I	4
	演劇舞踊史研究 II	4
	劇場文化論 I	4
	劇場文化論 II	4
	劇場文化論 III	4

区分	授業科目	単位数
	演劇舞踊論Ⅰ	4
	演劇舞踊論Ⅱ	4
	演劇舞踊論Ⅲ	4
	劇場美術デザイン史Ⅰ	4
	劇場美術デザイン史Ⅱ	4
	プロデュース研究Ⅰ	4
	プロデュース研究Ⅱ	4
	セラピー研究Ⅰ	4
	セラピー研究Ⅱ	4
	プロジェクト演習Ⅰ	2
	プロジェクト演習Ⅱ	2
	プロジェクト演習Ⅲ	2
	プロジェクト演習Ⅳ	2
教職に関する専門科目	美術科教育法基礎	2
	美術科教育法Ⅰ	2
	美術科教育法Ⅱ	2
	美術科教育法演習	2
	情報科教育法	4
	教職論	2
	教育基礎論	2
	教育心理学	2
	特別支援論	2
	教育制度論	2
	道徳教育論	2
	特別活動と総合的な学習の時間論	2
	教育方法と情報通信技術	2
	生徒指導論	2
	進路指導と教育相談	2
	教育実習Ⅰ	1
	教育実習Ⅱ	2
	教育実習Ⅲ	2
	教職実践演習（中・高）	2
	教育ゼミⅠ	4
	教育ゼミⅡ	4
	教育ゼミⅢ	4

区分	授業科目	単位数
博物館に関する専門科目	博物館教育論	2
	博物館概論	2
	博物館資料論	2
	生涯学習概論	2
	博物館経営論	2
	博物館資料保存論	2
	博物館展示論	2
	博物館情報・メディア論	2
	博物館実習Ⅰ	2
	博物館実習Ⅱ	1

別表II 美術学部検定料、入学金、その他

(イ) 学部学生

区分	金額
検定料	35,000円
入学金	230,000円
授業料	1,247,000円
施設費	350,000円
維持費	50,000円
実習費	32,000～63,000円

ただし、外国人留学生選抜の検定料は50,000円とする。

(ロ) 科目等履修生

区分	金額
選考料	3,000円
履修料	1単位 12,000円

(ハ) 研究生

区分	金額
検定料	35,000円
研究料	890,000円
施設費	100,000円
実習費	32,000円